

鹿警協発第 122 号  
令和6年7月18日

会員 各位

(一社)鹿児島県警備業協会  
会長 松下 健一

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則」の公布に伴う通達の発出について

みだしの件については、警察庁から令和6年6月27日付けで下記のとおり各種通達が発出されています。

なお、発出された通達は、当協会のホームページに掲載しますので参考としてください。

また、警察庁のホームページからもダウンロードすることができます。

(警察庁HP：<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian.html#seiki>)

#### <参考>

- 警備業法等の解釈運用基準について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丙生企発第240号)
- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の運用について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第364号)
- 現任指導教育責任者講習の運用について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第365号)
- 警備員等の検定の運用について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第366号)
- 登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丁生企画発第367号)
- 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に関する留意事項等について(通達)  
(令和6年6月27日付け警察庁丁生企画発第373号)